

中国による日本向け両用品目の輸出
管理強化措置
— 日系企業に対する影響と対応 —

2026年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2025年11月初旬以降、日中関係は厳しい状況になっている。このような状況のもと、2026年1月6日、「日本に対する両用品目の輸出管理強化に関する公告（2026年第1号）（以下「第1号公告」）」が、その後2月24日に「日本のエンティティ20社・組織の輸出管理コントロールリストへの追加（2026年第11号）（以下「第11号公告」）」および「日本のエンティティ20社・組織の注視リストへの追加（2026年第12号）（以下「第12号公告」）」がそれぞれ中国商務部から公布され、日本向け両用品目の輸出管理強化措置が導入されている。本稿では、2026年3月時点までに公布された上記3件の公告について、それぞれの概要を解説し、対米措置との比較を通じて今後の見通しを分析した上で、日系企業に対する影響と対応を説明する。

1. 第1号公告の概要

第1号公告は、2026年1月6日に公布され、即日施行された。その主なポイントは以下のとおりである。

(1) 対象品目

第1号公告の規制対象はすべての「両用品目」である。ここでいう両用品目とは、中国の関連法令に定めるものを指し、輸出管理法および両用品目輸出管理条例において、「民事用途があるとともに、軍事用途または軍事潜在能力の向上にも資する、特に大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産または使用に用いることのできる貨物、技術およびサービス」と定義されている。具体的にどのような品目が両用品目に該当するかは、基本的に「両用品目輸出管理リスト」というリストによって決められるが、当該リストの掲載品目以外の品目が輸出管理法に基づく臨時管理の規制対象となることなどもある。当該リストは、随時更新されており、2025年には、各種のレアメタルや中・重希土類レアアースおよび関連品目等が相次いで両用品目輸出管理リストに追加された¹。

(2) 禁止される対日輸出に係るエンドユーザー・エンドユース

第1号公告は、両用品目の全面的な禁輸を定めるものではなく、両用品目に該当する品目について、①日本の軍事ユーザーまたは軍事用途、②日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザーまたはエンドユースに輸出することを禁止するものである。

このうち、①の要件における「日本軍事ユーザー」または「日本軍事用途」の概念につ

¹ 2025年2月4日にタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目を新規追加（同日施行）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_a7ac614d3a784deb8f88700cdadd471c.html

2025年4月4日にサマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム関連品目を新規追加（同日施行）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_e6fdff450d0e4e2da15eb56c7ee15535.html

2025年10月9日に超硬質材料関連品目、レアアース関連設備および原材料、中・重希土類レアアース関連品目、リチウム電池および人造黒鉛負極材料関連品目、レアアース関連技術を新規追加

※2026年3月27日時点で2026年11月10日まで暫定停止中

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_3e06853326c843388c41bf26fd3fb744.html

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_6a9aa42f33ac4a85a87e4ac245691d92.html

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_fcbee9ec799840829ecd8a676ce8b23f.html

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_8723634bd6f648d795426a656c0d54a0.html

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2025/art_054730cc0e5b49dfaad3f0fc4f9d0893.html

いては、現時点において特に定義は行われていない。この点、米国を対象として同様に、米国軍事ユーザーまたは米国軍事用途向けの輸出禁止を定めた商務部 2024 年第 46 号公告についても、やはり定義はなされていない。次に、②の要件において使用されている「日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザーまたはエンドユース」は、上記対米輸出管理強化措置には置かれなかった新たな要件である。これに関しても、現時点では何らの定義や基準もない。文言のみに基づけば、例えば、輸出品目が軍事用途に直接に使用されない場合であっても、当該輸出品目を（部品としてまたは生産過程において）使用して軍事用途の製品が製造されるような場合も含まれる、といった解釈も可能なように思われ、今後の運用によってはかなり広く解釈される可能性がある。

(3) 再移転規制（いわゆる再輸出規制）

第 1 号公告は、上記(2)に述べた中国からの輸出についての規制に加えて、再移転も規制対象となることを明確にしており、中国原産の両用品目について、上記(2)の規制に違反して日本の組織および個人への移転または提供を行った場合、いかなる国または地域の組織および個人であっても法的責任が追及されると規定している。すなわち、第三国から日本の軍事ユーザーまたは軍事用途、および日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザーまたはエンドユースに再輸出することは規制されるし、また、文言からすれば、日本国内において日本の軍事ユーザーまたは軍事用途、および日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザーまたはエンドユースへの再移転を行うことも、規制対象に含まれると解されるであろう。

このような再移転規制に関しては、輸出管理法にも一定の規定があったが、両用品目輸出管理条例 49 条においてより具体的な規定がおかれた。すなわち、①中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目（いわゆるデミニミス基準）、②中国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目（いわゆる直接製品ルール）、③中国を原産とする特定の両用品目（中国原産品）という 3 類型の品目が再移転規制の対象となりうる旨を定めている。第 1 号公告に定める再移転規制は、これらのうち③（中国原産品）に基づく措置であると言える。

2. 第 11 号公告の概要

第 11 号公告では、防衛装備品や関連技術の研究開発や製造に従事する日本のエンティティ 20 社・組織が「輸出管理コントロールリスト」に追加された。「輸出管理コントロールリスト」に掲載された場合の法的効果としては、輸出管理法上、中国の輸出事業者はリストに記載された輸入業者、エンドユーザーと原則として取引はできないものとされ、特段の必要性があるときに申請の上、許可を得た場合に限り輸出が許可されることになる（輸出管理法 18 条 3 項）。

これまで輸出管理コントロールリストには複数回にわたり米国および台湾のエンティティが追加されてきた（一部は効力一時停止中）が、日本企業が追加されたのは今回が初めてである。米国や台湾のエンティティが追加された際の公告との違いとして、今回の第 11 号公告においては、上記第 1 号公告を踏まえて、同様の再移転規制（海外の組織および個

人が中国原産の両用品目をリストに掲載されたエンティティに移転または提供することが禁止される旨)の文言が付されていることが注目される。

3. 第 12 号公告の概要

第 12 号公告では、日本のエンティティ 20 社・組織について、両用品目のエンドユーザーおよびエンドユースが確認できないとして、「注視リスト」に追加した。「注視リスト」は、両用品目輸出管理条例で初めて規定された制度（同条例 26 条）であるが、これまでは公表された例はなかった。つまり、今回の第 12 号公告が初めての掲載例となる。

「注視リスト」に掲載された場合の法的効果としては、リスト掲載企業への輸出は禁止されないものの、輸出にあたってより厳しい審査手続に服することとなる。具体的には、以下の規制に服する旨が第 12 号公告にも明記されている。

- ① 個別許可の必須化：包括許可²の申請や輸出証明書方式の輸出³を行うことができず、1 件ごとの個別許可申請が必要となる。
- ② 個別許可申請の際の追加的提出書類：個別許可申請にあたっては、当該リスト掲載企業に関するリスク評価報告書を提出するとともに、両用品目を「日本の軍事力向上に寄与する用途に使用しない」旨の誓約書を紙媒体で提出する必要がある。
- ③ 審査期間の上限なし：商務部による輸出許可の審査は、商務部が審査を開始してから原則 45 営業日とされているが、リスト掲載企業への輸出については、当該上限が適用されないこととなる。
- ④ より厳しい審査：リスト掲載企業への輸出についてはエンドユーザーおよびエンドユースについてより厳しい審査が行われ、「日本軍事ユーザーまたは軍用用途および日本の軍事力向上に寄与するエンドユーザーやエンドユース」に該当する場合、輸出は許可されないことになる。

また、一旦リストに追加されたエンティティであっても、申請の上、商務部による検証の結果、無断でエンドユースを変更したり第三者に譲渡したりといった事由がないことが確認された場合は、リストから除外される可能性があることが明記されている。しかし、具体的な手続や提出すべき資料や検証の内容については、不透明である。

3. 対米措置との比較から見た今後の見通し

中国は、2024 年末以降、米国に対して輸出管理強化措置を含む一連の措置を講じてきた。今回の対日措置を対米措置と比較することで、今後の対日措置の方向性について推測を試みたい。

(1) 軍事力強化牽制の方向性

² 包括許可は、輸出事業者に対して、輸出許可証に記載された範囲、条件、有効期間（3 年を超えることができない）の範囲内において、単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出することを許可する制度である（両用品目輸出管理条例 15 条）。

³ 輸出証明書方式の輸出は、展示や修理などの場合、両用品目を輸出する前に、輸出事業者が商務部門において登記を行い、事実に従って関連情報を記載して輸出証明書を取得することにより、（輸出許可を得ることなく）輸出することができる制度である（両用品目輸出管理条例 19 条）。

上記のとおり、第 1 号公告では、米国向け商務部 2024 年第 46 号公告にはなかった要件として、「日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザーまたはエンドユース」が追加された。この「日本の軍事力向上」との表現は、その後の公告や記者会見における発言においても使われており、その後の輸出管理実務において提出が求められている誓約書においても用いられているようである。米国向けの措置は主に米国による輸出管理や関税等の各種措置に対抗するため、いわゆる米中貿易摩擦の文脈で行われてきたのに対して、日本向けの措置は、まさに日本の軍事力強化を牽制する点が目的として強調されている。

(2) 再移転規制の拡大の可能性

中国が 2025 年に強化した一連のレアアース輸出管理措置は、形式的には全世界への輸出が対象であったが、実質的には米国による関税等の措置に対する対抗措置としてとられたものとの評価もある。それら措置のうち、現在、米中合意に基づき一時効力停止とされている商務部 2025 年第 61 号公告では、広範な再移転規制が規定されていたことが注目される（なお、第 61 号公告の効力が復活するか、いつになるか、またその場合に元の内容から修正がされるかは不明である）。すなわち、中国原産品だけでなく、中国国外で製造された特定の製品であっても中国原産レアアースの成分が一定比率以上含まれる品目や、中国のレアアース技術を使用して製造された品目については、中国外での再移転にも中国商務部から輸出許可を取得する必要があるとされた。対日措置において、第 1 号公告や第 11 号公告では中国原産品の再輸出禁止を既に規定しているが、将来的には上記第 61 号公告が規定していたような、より広範な再移転規制が導入される可能性も否定できない。

(3) 日本企業の輸出管理関係リストへのさらなる追加や、「対抗リスト」「信頼できないエンティティリスト」への掲載の可能性

上記のとおり、2024 年第 46 号公告後、2025 年には相次いで米国企業が輸出管理コントロールリストに追加されたが、基本的には米国による措置への中国による対抗措置の一環として行われていた。日本企業についても、今後、上記(1)の軍事力強化への牽制を目的に、輸出管理コントロールリストおよび注視リストへの追加がなされていく可能性は否定できない。

また、対米措置としては、輸出管理関連の措置に加えて、「対抗リスト」「信頼できないエンティティリスト」などの対抗ツールも併用されている。対日措置においても、今後、これらの対抗ツールが新たに活用される可能性もある。

「対抗リスト」は、「反外国制裁法」により導入された制度であり、「外国国家が国際法および国際関係の基本準則に違反し、様々な口実をもって、またはその国の法律に基づいて中国に対して抑制し、圧力をかけ、中国の公民および組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国の内政に干渉する場合（同法 3 条 2 項）」や「中国の主権、安全、発展の利益を害する行為およびその実施、協力、支援（同法 13 条、15 条）」について、関係するエンティティや個人を「対抗リスト」に追加し、対抗措置（入国拒否、ビザの制限または取消、資産凍結、取引などの禁止または制限）を取ることができるとされている。これまで追加

されたのは米国の企業や個人がほとんどであるが、台湾問題などに関連して、2025年9月および2026年3月には日本の国会議員それぞれ1名が、2025年12月には日本の元自衛隊幹部がリストに追加されている。

「信頼できないエンティティリスト」は、「信頼できないエンティティリスト規定」により導入された制度であり、中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為、および市場取引の原則に違反し、中国企業との取引を中断する行為などに対して、関係するエンティティや個人を「信頼できないエンティティリスト」に追加し、対抗措置（輸出入の禁止または制限、投資の禁止または制限、関係者の入国の禁止または制限、関係者のビザの制限または取消など）を取ることができることとされている。これまで、多数の米国軍事関連企業が同リストに掲載されている。

(4) 独禁法の調査などその他の分野の対抗措置の拡大

いわゆる米中貿易摩擦において中国により採られた対抗措置とみられるものには、米国企業に対する独占禁止法の執行強化。例えば、2025年2月、中国国家市場監督管理総局は、米国大手IT企業であるグーグル（Google）に対して独占禁止法調査を開始した⁴。日中関係の緊張が継続または悪化する場合、中国当局が、特に日本企業を対象にして独占禁止法に基づく法執行を強化する可能性もありうる。

また、独禁法の調査以外にも、特定の日本からの輸入品に対するアンチダンピング調査やセーフガード措置の発動、さらには税関における通関手続の厳格化・遅延など、貿易取引を実務上困難にする措置が講じられる可能性がある。2025年末に改正された対外貿易法に基づく対抗措置や、投資管理への影響もある可能性もある。このように輸出管理に直接関わらない分野でも、日本企業に影響を与える措置が取られる可能性を視野に入れておく必要がある。

4. 日系企業に対する影響と対応

(1) 各類型の企業への影響

輸出管理コントロールリスト掲載企業については、中国からの両用品目の調達が基本的に不可能となる。自ら直接中国から輸入している両用品目がないとしても、厳格な誓約書実務を鑑みるとサプライヤーからの調達に影響が生ずる可能性もある。注視リスト掲載企業は、審査期間の長期化とコスト増加などに直面し、中国調達先との取引が煩雑化する懸念がある。さらに、リスト非掲載企業であっても、第1号公告の規制には引き続き服するのであり、この影響で対日輸出許可の審査が厳格化、審査期間が長期化する可能性があり、取引の不確実性が高まっている。

(2) 主な対応策

リストに掲載されていない企業については、以下のような多層的な対応を取ることが考えられる。

まず、自社のサプライチェーン（自社の調達品が両用品目に該当するか、下流顧客（最

⁴ 2026年3月時点で、同調査結果はまだ公表されていない。

終顧客を含む) がリストに掲載されていないかなど) を評価・検証すべきである。もし輸出管理コントロールリスト掲載企業への供給を行っている場合は、中国の輸出管理法令違反や契約上の義務違反などのリスクを個別に評価し、対応策を策定しなければならない。また、「注視リスト」掲載企業との取引については、輸出許可審査の長期化や書類要件の厳格化を前提に、取引スケジュールや契約条項の見直し・調整を行うことが重要である。そして、サプライチェーンにおける両用品目を含む重要な原材料・部品等については、調達先の多様化または中国原産品に依存しないような設計変更・素材代替の可能性を探る必要があるかもしれない。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20260004>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5181
E-mail : ORG@jetro.go.jp